

## 那覇地方裁判所委員会（第32回）議事概要

### 1 開催日時

令和元年11月21日（木）午後2時から午後3時30分まで

### 2 場所

那覇地方裁判所大会議室

### 3 出席者（委員は五十音順，敬称略）

（委員）上原修，大橋弘治，小那覇安剛，久保田光昭，黒島美奈子，児玉陽介，中村昌樹，西里幸二，比嘉世顕，増田稔（委員長），山口和宏

（説明者）那覇地方裁判所刑事部裁判官 森田千尋

那覇地方裁判所事務局総務課課長補佐 藤江憲一

（参列者）事務局長，事務局次長，民事首席書記官，刑事首席書記官

（庶務）総務課長，総務課課長補佐，広報係

### 4 議事

#### (1) 委員の紹介

#### (2) 意見交換（テーマ：裁判員制度広報について）

意見交換に先立ち，那覇地方裁判所における裁判員制度広報について，那覇地方裁判所刑事部裁判官が出張講義における裁判員制度の概要説明の実演を行い，那覇地方裁判所事務局総務課課長補佐から，広報活動の実績について説明を行った。

【意見交換】（●委員長，○学識経験者委員，◎法曹委員，◆裁判所，◇説明者）

- それでは，意見交換に入ります。今回のテーマである裁判員制度広報についての質疑応答，御意見やアドバイスをいただきたいと思ひます。

裁判員制度を社会の基盤として根付かせていくための広報の在り方について意見交換を行うにあたり，「裁判員制度広報の内容」及び「裁判員制度広報の方法・チャンネル」という二つの枠組みを提示させていただきましたが，ここに挙げた枠組み以外でも結構ですので，御意見等をお願いします。

意見交換に入る前に、説明内容等について御質問があればまずお受けしたいと思えます。どのような御質問でも結構です。何かございますでしょうか。

- 裁判員の選任手続について、沖縄県は出席率が低いということですが、辞退した人についての具体的な数値について紹介いただけますでしょうか。
- ◇ 那覇地裁の数値としましては、平成30年に選定された裁判員候補者数が2300人、調査票の段階で辞退等が認められたのが650人、質問票の段階で辞退が認められたのが815人となっております。
- 選任手続期日が近づくにつれて辞退が増えるという印象でしょうか。
- 出席率の低さでは、おそらく沖縄は上位だと思います。この出席率の低さについて裁判所として理由はどのように考えていますか。欠席の理由についての統計があれば併せて紹介いただけますか。
- ◇ 欠席の理由についての統計は持ち合わせておりません。
- 平成30年の辞退率については、全国平均は67.1%、那覇は61.7%ということで、全国平均の方がむしろ高い状況にあります。一方、出席率については、全国平均で67.5%、那覇は49.9%ということで、那覇の出席率は全国平均と比べてかなり低いということになります。全国で見ると、質問票等の段階で辞退が認められており、出席する必要のない方が多く、出席率を計算する際の母数自体が少ない。一方、那覇においては、辞退の申出自体が少ないのではないかと考えられます。つまり、出席する必要があるのに欠席している方が多いため、出席率が低くなっているのではないかと考えられます。
- 急遽欠席される方が多いということでしょうか。
- 欠席の理由は分からないのですが、統計の数字で見ると全国平均よりも大分低いという実情があります。
- この出席率の低さは裁判員裁判の運営に支障を及ぼしますよね。

◆ 現時点で、裁判員裁判の運営に支障が生じているということはありません。出席率が低いことを想定して、多くの候補者に通知を送っているからです。その結果、県民の皆様の負担が全体で見ると増えているとも言えます。裁判員の選任に支障がない程度の候補者を集めるために、どれだけの候補者に通知を送る必要があるのかを検討しなければなりません。那覇地裁においては、8人の裁判員を選任するために、100人から120人の候補者に通知を送り、裁判員選任期日には概ね20人から30人の方にお越しただけているという状況です。

● 他に質問はございますか。

◎ 裁判員候補者を多く確保するために、御紹介いただいた出張講義等を数多く開催し、裁判員制度の概要を分かりやすく説明することは、非常に大切な取組であると感じました。今年度に入ってから7回実施したという数はとても多いと感じましたが、募集はどのように行っているのでしょうか。

◇ 例えば、法廷見学に来た学生のみなさんに出張講義について記載したリーフレットを配布したりしております。その後、出張講義の申込みがあれば日程調整をさせていただいております。

● 裁判員制度は今年の5月で10周年を迎えました。全国の裁判所では、この機会に裁判員広報をさらに推進していくための取組を行っております。那覇地裁においても、裁判員広報のワーキングチームを作り、各種広報企画を展開しているところです。先ほど、裁判員広報の実績を御紹介させていただいたように、昨年度よりも今年度は出張講義の数も増え、広がりが出てきております。特に、那覇地裁においては、成人を対象にした広報企画の他に、法教育の一環として、学生を対象にした出張講義や法廷見学を積極的に始めたところです。中学生や高校生のような学生に対して広報活動を行い、司法を身近に感じてもらうことができれば、将来、裁判員候補者として選ばれた際に躊躇なく参加してもらえるのではないかと考えます。そのために、若い世代に司法に対する理解を

広げる取組を行っていきたいと考えております。

- 出張講義の際に参加者からアンケートはとっていますか。
- ◇ 毎回、アンケートは御提出していただいております。
- 沖縄県においては、離島を有していることや産業構造又は雇用形態等の事情から、なかなか裁判員候補者として選任手続期日に出席することが難しいということもあろうかと思えます。そのような事情は、裁判所としてはどうすることもできませんが、困難な事情もある中で、裁判員制度に対する関心と参加意欲を高めるためには、どのような広報を行えばよいか、そういう観点から御意見をいただきたいと思えます。

なお、意見交換の冒頭でも触れたとおり、意見交換にあたっては、「裁判員制度広報の内容」及び「裁判員制度広報の方法・チャンネル」という二つの枠組みを提示させていただきましたが、ここに挙げた枠組み以外でも結構ですので、御意見等をお願いします。

- 先程、実際に裁判官がされている講義をお聞きして、分かりやすかったですし、この講義を聞いた参加者の方から「裁判員に選ばれることについての心構えが出来た。」という感想があったということは、よく理解できました。ただ、沖縄県の人口規模を考えると、地道な活動となっているという印象です。例えばラジオや新聞等のメディアを活用し、もっとフランクな形式で、「裁判所は堅苦しいところではない。」、「裁判員に選ばれても帰宅できなくなるといったことはない。」、「随時休憩もある。」こと等を、話しかけるように告知をすれば、もっと親しみも湧いて理解が広がるのではないかと思います。
- 広報を行うタイミングも重要なのではないかと考えます。例えば、11月頃から裁判員候補者に対する通知の発送が始まるのであれば、その直前に集中的に広報を行うという方法もあると思えます。私も、今日ここで初めて、裁判所がこのような広報を行っているのを知りました。多くの方も同じようにまだ知らない状況にあるのではないのでしょうか。それから、裁判員を経験した方からお話を伺う機会があったのですが、その際、心理的な負担を抱えていると聞いたことがあります。模擬手続やこのような講義を通じ

て、「参加して良かった。」という意見や、「苦しい場面もあるがメンタルサポートの態勢もある。」ということを知周するのにも必要だと思います。

- 裁判員の方へのアンケートについて、裁判所委員から説明をお願いします。
- ◆ 裁判員を経験された方からは、アンケートをいただいて集積もしております。例えば、「審理の内容は分かりやすかったか。」、「検察官や弁護士の説明は分かりやすかったか。」、「評議における裁判官の説明はどうだったか。」、「評議において十分に議論をすることが出来たか。」といった内容面と、「参加しやすかったか。」、「審理日程はどうだったか。」といった運営面についてお聞きしています。

内容面については検察官及び弁護士と連携して改善を重ねているところですが、日程については様々な意見をいただいております。「短期間で終わって欲しい。」というものもあれば、「もっとゆとりが欲しい。」という意見もあります。このような意見を受けて、日程の組み方については試行錯誤しているところです。心理的負担については、裁判官及び裁判所職員に遠慮なく相談してくださいということと、メンタルヘルスサポート窓口というものもあるということをお知らせしています。参考までに、裁判員制度が施行されてから平成30年12月末までに、メンタルヘルスサポート窓口の全国での利用数は、のべ410件です。これは裁判員経験者の0.5%にあたります。

- 裁判員制度についての理解を広めるためには、待ちの姿勢ではなく、積極的に外に出ることが必要だと思います。法廷見学に来た方々に告知することにとどまらず、例えば、教育委員会等に相談してみてもいかがでしょうか。また、メディアを活用しなければ、なかなか人の目に触れないと思います。
- ◇ 那覇地裁においては、今年度から、法教育の観点も踏まえた広報活動に取り組んでいるところですが、10月に実施した「法廷見学会」の計画にあたっては、教育庁にお伺いして、内容面及び周知の方法等について相談させていただきました。また、例年8月に実施している「こども見学会」については、メディアにも周知を依頼し、多くの方々

に参加していただけるよう取り組んでおります。

● 他に御意見はございますでしょうか。

○ 裁判員候補者の出席率の向上について、短期的に成果をあげることは難しいのではないかと思います。現在、裁判所が行っているような、法教育の観点も踏まえた出張講義等の取組を行い、若い世代の司法に対する理解を深めることが大切だと思います。しかし、そのような取組については、大学でも行っていますし、弁護士会でも行っているだろうと思います。法律に関わる各組織が、互いに連携して企画していくことを考えてみても良いのではないかと思います。

◎ 弁護士会には法教育委員会がありまして、中学校や高校に対して出前授業等を行っています。その際に、裁判についての話もしております。今後は、そのような機会に裁判員制度についての話もさせていただいたり、裁判所作成のパンフレットを配布する等の協力は出来ると思います。

私は、裁判所は広報活動を非常に積極的に行っているなという印象を受けました。裁判官の方々の負担は大きいのではないかと感じながら説明をお聞きしました。今後、各組織が連携を取ることができれば、そのような負担も減らすことが出来るのではないかと思います。

● 裁判所においても様々な広報用のパンフレットやリーフレットを作成しておりますので、地方公共団体等にも依頼して、県民の皆様の目に触れるところに置いていただく等、効果的な活用のために各機関に御相談することも検討させていただきたいと思います。

○ 説明していただいた内容は分かりやすいと感じました。これに加えて、実際に裁判員を経験した方の体験談も聞ければと思います。「日程的に厳しい。」とか「有罪・無罪の判断をするのは心理的な負担がある。」等、生の声が聞いてみたいと思います。これまで、報道機関が裁判員経験者の話をなかなか聞くことが出来ないという状況もあったと感じております。守秘義務もあると思いますが、裁判員経験者の生の声を届ける機会があれ

ば、より説得力が増すのではないかと思います。

- ◆ 裁判員制度施行からの10年を振り返ってみると、当初は、裁判員の記者会見の要望も多く、裁判員経験者の方の声がメディアで紹介される等、裁判員裁判が行われるだけで広報になっていたように思います。しかしながら、最近では、メディアで扱われる規模も縮小されてきている印象を受けております。これを、裁判員制度が社会に定着した、当たり前になったからだと評価出来るのであればいいのですが、そうではなく、裁判員制度に対する関心が薄れてきているということなのであれば、これまで以上に効果的な広報を実施していく必要があると考えております。

先ほど紹介のあった出張講義の実績のうち、2件は裁判員経験者にも参加していただいたものです。裁判所としましては、裁判員経験者にしか伝えられないこととお話しただきたいと考え、裁判員経験者の方にはお忙しいところ裁判所までお越しいただき、実際の苦労や感想等の実情を御紹介いただきました。

- 那覇地裁においては、裁判員等経験者の意見交換会を年に一回実施しております。毎回、十名弱の経験者の方に参加いただき、率直な意見を発言いただいております。その内容は那覇地裁のホームページにも掲載しております。しかしながら、那覇地裁のホームページに掲載していること自体があまり知られていないという問題もあろうかと思えます。
- 出張講義をされているとのことですが、先方からの希望を受けて実施しているとのことでした。このような講義を希望される方々は、そもそも裁判員制度に対する関心が高いのだと思います。しかし、出席率を上げるためには、もっと広く一般の方をターゲットとして広報の範囲を広げていく必要があると思います。例えば、地域の方々に参加を募り、無料の公開講座を実施することも考えられるのではないのでしょうか。その際の内容については、先程説明していただいた内容で十分に伝わると思えます。我々も年に二回、無料の公開講座や相談会を実施しており、200人から300人の方々に参加いた

だいております。

- 私も、出張講義に参加している人数が少ないと感じます。もっと参加人数を増やしていかないと、広く裁判員制度を周知していくには足りないと思います。例えば、他の大きな集会や講演会の中に裁判員制度の説明の時間を組み込んでもらうようなことも考えられるのではないのでしょうか。
- 先程御紹介した出張講義の参加人数については、元々少ない人数を対象として企画したわけではございません。もっと多数の参加を見込んで企画したところ、実際に参加していただいたのがこの人数であったというのが実情です。この点、大学や高校等、学生を対象とした出張講義ではある程度的人数に参加していただくことができますし、学生を対象とした講義を継続的に続けていけば、司法に対する理解も広まっていくのではないかと考えております。一方で、御意見をいただいたように、成人を対象にした広報についても、従前のやり方にとどまらず、メディアの活用も含めて検討が必要であると感じました。
- 出張講義の参加者の方々に対して、さらにその関係者の方々に周知してもらえような働きかけを検討してみてもはどうでしょうか。参加者の方々が、今後の広報の展開のきっかけとなっていくと思います。
- 本日は、様々な御意見をいただき、誠にありがとうございました。その中でも「裁判員制度広報の方法・チャンネル」に関して多くの御意見をいただきまして、今後、積極的に考えていかなければならないと感じたところです。特にメディアの活用につきましては、裁判所は不慣れな面もございますが、いただいた御意見を参考にさせていただきます。今後の裁判員制度広報の企画検討を進めてまいります。

### (3) 次回期日・テーマの確認

期 日 令和2年7月2日（木）午後2時

テーマ 追って指定する。